

●規程改正の概要

要 旨	多様な人材を確保するため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員任用規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>1 改正する規程 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員任用規程</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 資格免許職職員採用試験の受験資格の年齢要件の緩和</p> <p>多様な人材を確保するため、資格免許職職員採用試験の受験資格の年齢要件を緩和する。</p> <p>試験の公告の日の属する年度の4月1日現在 満29歳未満の者 → 満35歳未満の者</p> <p>(2) その他 規定の整備</p>
施行期日	平成30年6月 日から施行する。

職員任用規程 新旧対照表 (平成30年6月 日施行)

新		旧	
別表4(第7条関係) 受験資格	別表4(第7条関係) 受験資格	略	略
試験の区分	試験の区分	略	略
受験資格	受験資格	略	略
資格免許職員採用試験	資格免許職員採用試験	試験の公告の日の属する年度の4月1日現在で満35歳未満の者であって、次の表の上欄に掲げる試験職種について、それぞれ同表下欄に掲げる資格若しくは免許を現に有しているもの又は試験の公告の日の属する年度の3月31日までに当該資格若しくは免許を取得する見込みがあるもの	試験の公告の日の属する年度の4月1日現在で満29歳未満の者であって、次の表の上欄に掲げる試験職種について、それぞれ同表下欄に掲げる資格若しくは免許を現に有しているもの又は試験の公告の日の属する年度の3月31日までに当該資格若しくは免許を取得する見込みがあるもの
診療放射線技師	診療放射線技師	診療放射線技師の免許	診療放射線技師の免許
臨床検査技師	臨床検査技師	臨床検査技師の免許	臨床検査技師の免許
臨床工学技士	臨床工学技士	臨床工学技士の免許	臨床工学技士の免許
理学療法士	理学療法士	理学療法士の免許	理学療法士の免許
作業療法士	作業療法士	作業療法士の免許	作業療法士の免許
言語聴覚士	言語聴覚士	言語聴覚士の免許	
視能訓練士	視能訓練士	視能訓練士の免許	視能訓練士の免許
歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士の免許	歯科衛生士の免許
略	略	略	略